

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成28年5月17日
【会社名】	三重交通グループホールディングス株式会社
【英訳名】	Mie Kotsu Group Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 岡本直之
【本店の所在の場所】	三重県津市中央1番1号
【電話番号】	(059)213-0351
【事務連絡者氏名】	取締役 総務人事グループ統括 高林学
【最寄りの連絡場所】	三重県津市中央1番1号
【電話番号】	(059)213-0351
【事務連絡者氏名】	取締役 総務人事グループ統括 高林学
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	一般募集 2,643,500,000円 オーバーアロットメントによる売出し 413,625,000円 (注) 1 募集金額は、発行価額の総額であり、平成28年4月28日(木)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。 ただし、今回の募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。 2 売出金額は、売出価額の総額であり、平成28年4月28日(木)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。
【安定操作に関する事項】	1 今回の募集及び売出しに伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。 2 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所ですが、これらのうち主たる安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所であります。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成28年5月12日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、平成28年5月17日に臨時報告書を東海財務局長に提出したことに伴い、当該臨時報告書を参照書類に追加するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第三部 参照情報

第1 参照書類

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示してあります。

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

(訂正前)

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第9期(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)平成27年6月22日東海財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第10期第1四半期(自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)平成27年8月10日東海財務局長に提出

3 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第10期第2四半期(自 平成27年7月1日 至 平成27年9月30日)平成27年11月9日東海財務局長に提出

4 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第10期第3四半期(自 平成27年10月1日 至 平成27年12月31日)平成28年2月10日東海財務局長に提出

5 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成28年5月12日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成27年6月22日に東海財務局長に提出

(訂正後)

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第9期(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)平成27年6月22日東海財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第10期第1四半期(自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)平成27年8月10日東海財務局長に提出

3 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第10期第2四半期(自 平成27年7月1日 至 平成27年9月30日)平成27年11月9日東海財務局長に提出

4 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第10期第3四半期(自 平成27年10月1日 至 平成27年12月31日)平成28年2月10日東海財務局長に提出

5 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成28年5月12日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成27年6月22日に東海財務局長に提出

6 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書を平成28年5月17日に東海財務局長に提出